

小都市監査委員公表第11号

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

令和6年4月9日

小都市監査委員	高 山 晃
小都市監査委員	佐々木 益 雄

定期監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、定期監査を小都市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を提出します。

記

第1 監査の概要

- 1 実施期間 令和6年3月4日から令和6年3月27日まで
- 2 監査対象 環境経済部 商工観光課
- 3 監査範囲 令和5年4月1日から令和6年1月31日までに執行された財務に関する事務及び一般事務
- 4 着眼点 財務に関する事務及び一般事務が、関係法令に則り、適正かつ効率的に行われているかを主眼とした。
また、過去における指摘等のリスクが高いことから、重点項目として、補助金支出事務が適正に行われているかを点検し、監査を行った。
- 5 監査方法 事前に提出を求めた関係書類等に基づいて照合するとともに、関係職員からの説明を聴取し、必要に応じ実査等を行った。

第2 監査の結果

財務に関する事務及び一般事務は、おおむね適正に執行されていると認められた。
しかしながら、その一部において注意、改善を要する事項が見受けられた。これについては適切な措置を講じるよう要望する。
なお、軽微な事項については、速やかに改善を図り、次回に同様の事項が発生しないよう、監査委員事務局から指導した。

1 監査委員指摘事項（改善が必要であると認められるもの）

（1）補助金等交付事務について適正な事務処理を求めるもの

買物駐車場事業補助金の交付決定について、補助の目的とならない経費が補助対象経費に含まれていた。

市は申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金等の交付について、法令及び予算等に照らして適否を決定するものとなっている。適正な事務手続をされたい。

2 事務局指導事項（監査委員指摘事項に至らない軽微な事項）

（1）文書事務（1件）

- ・決裁権者の設定が適正でないもの

（2）調定事務（1件）

- ・調定の時期が適正でないもの

（3）現金取扱事務（1件）

- ・領収証を発行していないもの

（4）旅費支出事務（1件）

- ・出張命令及び出張復命が適正でないもの

（5）補助金支出事務（1件）

- ・補助金等交付申請に係る必要書類が提出されていないもの

監査委員指摘事項、事務局指導事項については、以上のとおりである。監査委員指摘事項について必要な措置を講じたときは、その旨通知されたい。

今後とも事務の執行等にあたっては、関係法令等を遵守し、適正な執行に努められたい。